

引当金会計と自己資本

熊谷 重勝

はじめに

会計と財務とは別のことがらであり、会計活動が企業の財務活動などの経済活動に変更を加えるものでないことはいうまでもない。会計数値が変更されたことにより、企業の財産（資産、負債）が増加したり減少したりするものでもなければ、費用や収益の発生のしかたに変更が生じたりするものでもない¹⁾。

しかしながら、会計活動が、企業の経済活動から別個に、独立して行われるとしても、その記録、計算や報告という行為をつうじて、企業の財務活動ないし経済活動に一定の影響力をもつこともすでに指摘されているとおりである。たとえば、宮上一男教授は、それについてつぎのとおり述べている。「会計活動が、営業活動に付着した活動であるということを機縁として、会計活動の結果を企業外部に報告するということになる、ここに報告のための会計活動が生起し、会計活動は、あきらかに、営業活動に付着した本来的な性質から離れて、それ自身、営業活動を促進し、創造するようになる。この意味で、会計活動自体が、営業活動そのものに転化する。配当のための会計報告、税のための会計報告はこれにあたる²⁾」と。このように宮上教授は、「会計活動が…… [そ]の結果を企業外部に報告する」ことをつうじて「[企業の] 営業活動を促進し創造する」はたらきをもっていることを指摘している。また、その具体例として「配当のための会計報告、税のための会計報告」を掲げている。われわれもまた、会計活動が、配当金や税金の支払という財務活動に与える影響力について企業の利害関係者との関連から明らかにする意義を認めるものである。

会計が、企業に対して一定の経済的影響を及ぼすものであるとすれば、このことは、会計を実践する企業にとってだけでなく、それを取り巻く利害関係者にとってもなんらかの経済的意義をもっていることが考えられる。会計が、情報の送り手である企業の会計として積極的に実践されるということは、それが受け手である利害関係者にとっても一定の経済的影響力をもたざるをえない。とすれば、会計のもつ財務的機能については、企業の立場からみるとともに、利害関係者それぞれの立場からも検討してみる必要がある。すなわち、株主、債権者、国家、

1) 「簿記〔会計〕の仕方が、それについて簿記がなされる事物の現実の関連を少しも変えるものではない」(K. マルクス、向坂逸郎訳『資本論』第2巻、岩波文庫(4)、259ページ)。

2) 宮上一男『企業会計制度の構造』森山書店、1959年、31ページ。

労働者などの利害関係者に及ぼす会計のはたらきについてである。

そこで、本稿では、会計の財務的機能について、企業および利害関係者との関連からみることにするが、そのさい検討の対象を引当金会計に限定してみることにしたい。それは、引当金の会計が、会計の基本的課題である「適正な期間損益計算」の観点から重要な問題を含んでいると考えられるからである。引当金会計も、よくいわれているように「適正な期間損益計算」の観点から、理論化あるいは制度化されている。しかし、引当金の特質からすれば、それがはたして会計の基本的課題に応えるものとして構築されているか否かについては、かなり疑問視せざるをえない。すなわち、引当金として認められ計算されているもののなかに費用と呼べないものが混入していることが考えられるからである。だとすると、その会計は「適正な期間損益計算」から逸脱することになる。内川教授の指摘するとおり、引当金に対応する「費用が見積金額をもって計上された場合には、その見積金額と確定金額との差額部分だけ、取得された利益は不正確に表現されることになる³⁾」からである。そこで、以下では、引当金の特質のひとつである未発生費用の当期計上性の問題とともに重要とおもわれる、金額測定上の未確定性の問題に焦点あててみることにしたい⁴⁾。それについては、より具体的に、現行の引当金会計基準を中心に検討してみることにする。

1. 引当金会計の現状

わが国の引当金会計の実態について、まず制度面からみておくとしよう。

わが国の商法は、引当金の計上を強制していない。商法第287条ノ2は引当金について、つぎのとおり書いている。すなわち「特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当スル額ニ限り之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得」と。商法は、このように「計上スルコトヲ得」として、引当金の計上を任意事項、あるいは企業の自主経理の事項としている。これは、商法規定の特徴のひとつとなっている。

引当金計上の任意性については、企業会計原則および税法でも同じ立場をとっている。企業会計原則は、引当金について「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする」と書いている。この、「当該引当金の残高を貸借対照表……に記載するものとする」という表現からは、引当金計上を強制していると読めなくもないが、そもそも企業会計原則には強制力がないことからすれば、このばあい

3) 内川菊義『会計学方法論』森山書店、1989年、190ページ。

4) 引当金のもう一つの特徴である「未発生費用性」問題については、すでに「引当金会計の対象と方法」(『立教経済学研究』第46巻第3号、1993年1月)で論じたので、そちらを参照されたい。

も任意規定ととらえざるをえない。

引当金の計上については、このようにそれぞれの規定において、任意事項とされている。しかし、引当金計上をまったく企業の任意とすると、企業会計原則すなわち会計制度としての意義を失うことになりかねないために、それぞれの立場から引当金項目の列挙がおこなわれている。

まず企業会計原則注解〔注18〕では、引当金として、以下に示す11項目を例示している。すなわち、「製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等」と。このばあい、企業会計原則は、上記11項目を引当金として例示するにあたり、末尾に「等」と書くことを忘れていない。これは、企業会計原則として、これ以外にも引当金項目のありうることを意味するものである。

また、法人税法は、つぎの6項目を引当金として掲げている。すなわち、貸倒引当金、返品調整引当金、賞与引当金、退職給与引当金、特別修繕引当金、製品保証等引当金について。これらは課税所得計算上、損金算入項目とされているものである。ちなみに、引当金の類似項目としては、さらに租税特別措置法上の準備金がある。少し冗長となるが煩を厭わずみると、つぎのとおりとなる。すなわち、債権償却特別勘定、返品債権特別勘定、輸入製品国内市場開拓準備金、海外投資等損失準備金、自由貿易地域投資損失準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金、海洋油田・ガス田廃鉱準備金、特定災害防止準備金、特定都市鉄道整備準備金、特定ガス導管工事償却準備金、計画造林準備金、電子計算機買戻損失準備金、プログラム等準備金、証券取引責任準備金、商品取引責任準備金、渇水準備金、使用済核燃料再処理準備金、原子力発電施設解体準備金、異常危険準備金である。

わが国の税法は、このように、企業会計原則よりも多数の項目について損金算入を認めている。いいかえると、企業会計原則上費用ではないが、税法上の損金算入項目があるということである。それらは、後述のとおり、法人税法と租税特別措置法の認める「税法の恩典」といってよい。その逆に、企業会計原則上引当金ではあるが、法人税法上損金算入の認められていない項目もある。売上割戻引当金、工事補償引当金、修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金がそれである。

引当金については会計制度上、このように、企業会計原則と税法とのあいだで不一致がみられ、制度間調整がいまだに行われていない。

こうしたなかで、日本公認会計士協会は、1982（昭和57）年9月21日、監査第一委員会報告第42号として「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」を公表した。その結論部分では、つぎのとおり述べていた。すなわち「特定の『準備金』が必ず『引当金』に該当するというものではなく、会社の状況によって当然に計上すべき『引当金』が、特定の『準備金』の内容に該当する場合に、監査上、これを『引当金』に該当

表1 引当金の累年比較

年次	貸倒引当金			賞与引当金			退職給与引当金		
	利用 法人数	利用 割合	期末残高	利用 法人数	利用 割合	期末残高	利用 法人数	利用 割合	期末残高
1971	397,982	41.1	18,437	128,969	13.3	8,067	68,764	7.1	19,712
76	461,484	36.6	28,681	176,863	14.0	22,763	99,057	7.9	49,990
81	502,002	33.5	34,835	232,280	15.5	38,203	115,692	7.7	73,688
86	445,484	26.2	29,938	246,057	14.5	52,492	112,229	6.6	95,926
91	591,476	26.7	47,996	332,335	15.0	81,545	119,690	5.4	127,462

資料) 国税庁企画課編『昭和51年分 税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—』1978年, 25ページ, 同上編『平成3年分 税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—』1993年, 21ページより。

表2 資本金階級別引当金の利用割合

資本金	貸倒引当金	賞与引当金	退職給与引当金
500万円未満	18.5%	9.0%	1.5%
500万円以上1,000万円未満	27.7	13.5	3.3
1,000万円以上1億円未満	42.1	27.4	13.8
1億円以上10億円未満	63.0	58.5	49.7
10億円以上	84.9	83.9	73.7
(合計)	(26.7)	(15.0)	(5.4)

資料) 前掲『平成3年分 税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—』22ページ。

するものとして取り扱うという趣旨である」と。また、その解説では「ある準備金が引当金に該当するかどうかは、あくまで個々の企業の実情に基づいて判断すべきものだからである」(傍点—熊谷)とのべていた。

企業は会計を、上述してきた会計諸規定にもとづいて実践している。これは、企業会計原則、商法、税法といった会計諸規定が会計実践に対して強い影響力または規制力をもっていることによる。とくに税法の企業会計に対する影響力には、あとでみるとおり、絶大なものがある。

さて、わが国の引当金会計は、このような制度的枠組のもとでどのように実践されているのだろうか。以下、わが国企業の引当金会計の実態について簡単にみておくことにしよう。

『税務統計から見た法人企業の実態⁵⁾』をみると、表1に示すとおり、引当金の利用法人は、貸倒引当金のはあい全法人の26.7パーセント、賞与引当金15.0パーセント、退職給与引当金5.4パーセントとなる。すなわち、引当金会計は、わが国の企業全般で実践されているのではなく、一部の特定企業で利用されているということである。また、それを「資本金階級別」にみると、

5) 国税庁企画課編『平成3年分 税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告—』1993年, 21ページ。

表3 業種別引当金の利用割合

	貸倒引当金		賞与引当金	
	第1位	金融保険業	2兆2,840億円 (47.6%)	機械工業
2	卸売業	8,878 (18.5)	運輸通信公益事業	1兆 389 (12.7)
3	機械工業	3,167 (6.6)	卸売業	8,418 (10.3)
4	サービス業	2,126 (4.4)	化学工業	6,491 (8.0)
5	化学工業	2,008 (4.2)	サービス業	6,471 (7.9)
	その他	8,977 (18.7)	その他	3兆1,545 (40.2)
	計	4兆7,996 (100.0)	計	8兆1,545 (100.0)
	退職給与引当金		製品保証等引当金	
	第1位	運輸通信公益事業	3兆4,382億円 (27.0%)	機械工業
2	機械工業	2兆2,755 (17.9)	建設業	577 (26.6)
3	化学工業	1兆3,058 (10.2)	鉄鋼金属工業	16 (0.7)
4	鉄鋼金属工業	9,232 (7.2)	卸売業	14 (0.6)
5	建設業	8,242 (6.5)	運輸通信公益事業	12 (0.6)
	その他	3兆9,793 (31.2)	その他	30 (1.4)
	計	12兆7,462 (100.0)	計	2,172 (100.0)

資料) 表2に同じ。

表2に示すとおり、資本金規模が大きくなるにつれて引当金の利用割合が高く、逆に、小さくなるにしたがって低い。これは、引当金が大企業でよく利用されているのにたいし、中小・零細企業ではあまり利用されていないことを示すものである。さらに、それを「業種別」にみると、表3のとおり、貸倒引当金の利用は金融保険業で47.5パーセント、賞与引当金は機械工業で20.8パーセント、退職給与引当金は運輸通信公益事業で27.0パーセント占められているといったぐあいに、特定の引当金が特定業種に偏って利用されていることがわかる。

同様に、「引当金の計上項目の種類」について『会社の決算と開示'93⁶⁾』からみると、1992年調査対象企業300社のうち貸倒引当金の計上企業が299社(99.7パーセント)、退職給与引当金277社(92.3パーセント)、長期納税引当金153(51.0パーセント)、賞与引当金150社(50.0パーセント)、製品保証等引当金(完成工事補償金を含む)79社(26.3パーセント)の順に利用されている。それに対して、あとで検討される特別修繕引当金の利用は41社(13.7パーセント)と、かなり少ない利用状況となっている。

以上のところから、引当金利用のいちじるしい偏在性が指摘できよう。とくに巨大企業や特定産業での積極的な利用が目立っているが、これは、わが国の企業が、引当金を享受できる企業と享受できない企業に分かれていることを示すものである。いいかえると、引当金会計は、その有用性のもとで企業間格差を拡大しているといつてよい。

6) 井上・斎藤英和監査法人編『会社の決算と開示 有価証券報告書の体系的分析 '93年版』中央経済社、1993年、187ページ。

2. 造船業の退職給与引当金

まず、退職給与引当金について、造船独占である三菱重工の会計からみることにしよう。

わが国の造船業は、第1次石油ショック以後、造船不況のもとで造船割合を低下させて、1980年代後半には生産の重点を原動機や航空機などに移行している。三菱重工のばあいも表4にみられるとおり、「船舶・鉄構」部門の生産割合を15パーセント前後まで低下させたのに対し、「原動力」あるいは「航空機・特殊車両」部門での増加がみられる⁷⁾。この点から、同社を造船業の代表的企業とすることに問題がなくはないが、総資産や純資産（自己資本）、売上高、労働者数の規模などから、わが国造船業の代表的あるいは独占的企業といつてよい。

退職給与引当金がわが国の税法で認められたのは、1952（昭和27）年である。それは、法人税率の大幅な引上にあたり、税負担を緩和する意図のもとで導入されたものである。その損金算入方法については当初、全額繰入が認められていたが、1956（昭和31）年度の改正で繰入限度額が期末自己都合退職要支給額の50パーセントに改められ、さらに1980（昭和55）年度の改正で40パーセントに改正された。また、1982年度には、財界の反対で実現しなかったが、30パーセントへの引下が検討されたことがある。引当金繰入率の引下にさいしては、このように財界ないし独占からの強い抵抗があった。

退職給与引当金の利用実態は、前掲表1～3でみたとおり、特定の産業、企業に偏っていて、「税法の恩典」となっている。そこで税制調査会は、1986（昭和61）年10月8日の「税制の抜本的見直しについての答申」において、退職給与引当金の見直しをつぎのとおり提案した。「退職給与引当金については、利用法人割合が低く、しかもその利用実態に偏りがあること、保全措置がなく、結果的に企業利益の内部留保という色彩を強く有していること等の批判があ

表4 三菱重工業の総生産高に占める生産割合の推移（単位：%）

期	船舶・鉄構	原動機	機 械	航空機・ 特殊車両	その他 ^{注)}
1971年3月	27	20	26	14	13
1976	37	20	22	14	7
1981	20	26	28	8	18
1986	16	30	22	17	15
1991	14	27	27	18	14
1993	19	29	21	18	13

注)「その他」には、汎用機・冷熱または精密機械が含まれている。

資料)三菱重工業『有価証券報告書総覧』各期版より作表。

7)「船腹余剰を改善し、船主の新造船建造意欲を喚起させるためにも、市場に多数残存する老朽船の排除は必須である。海運業界と協調した船舶スクラップ問題への取り組みは、さらに重要な意味を持つてこよう」(日本興業銀行『興銀調査』260. 1993 No. 2. 103ページ)。

表5 三菱重工の退職給与引当金の推移

(単位: 億円, 人)

年度	経常利益	退職給与引当金			引当金 合計	資本金・ 資本準備金	資本合計	従業員数
		増加額	減少額	残高				
1976	355	358	120	950	1,251	1,156	2,031	78,286
1977	457	174	128	996	1,337	1,233	2,128	68,463
1978	185	215	246	965	1,298	1,295	2,220	63,710
1979	225	178	142	1,000	1,348	1,392	2,344	59,269
1980	229	154	154	1,000	1,458	1,518	2,459	58,228
1981	281	298	184	1,114	1,698	1,734	2,702	58,546
1982	245	341	316	1,140	1,670	1,746	2,805	57,202
1983	530	414	306	1,248	1,529	1,771	2,985	54,538
1984	873	396	357	1,287	1,626	1,847	3,291	51,717
1985	583	347	310	1,324	1,803	2,191	3,992	49,867
1986	194	222	226	1,320	1,758	2,669	4,607	47,443
1987	584	296	301	1,315	1,735	3,335	5,308	45,363
1988	871	327	245	1,399	1,807	4,398	6,673	44,392
1989	1,404	298	221	1,476	1,814	4,521	7,131	43,914
1990	1,527	242	147	1,572	2,143	4,593	7,745	44,272
1991	1,555	325	228	1,668	2,260	4,600	8,370	44,871
1992	1,407	341	249	1,760	2,176	4,601	8,835	45,136

資料) 表4に同じ。

る。……課税ベースの拡大を図る見地から、制度のあり方について思い切った見直しを行う必要があるのではないかと考えられる⁸⁾と。

退職給与引当金は会計上、適正な期間損益計算に応える会計として位置づけられているが、実際にはこのように税法上、損金算入項目とされる一方、財務上企業内に利益を内部蓄積することを許す会計となっている。以下、このことについて、三菱重工の損益計算書のしくみからみるとしよう。

表5は「附属明細表」の「引当金明細表」から、退職給与引当金の繰入額と取崩額、期末残高の関係をみたものである。それによると三菱重工は、これまで退職給与引当金を積極的に計上して、その規模を拡大してきたことが明らかである。取崩額(「減少額」)が繰入額(「増加額」)を上回った1978(昭和53)年度、1986(昭和61)年度、1987(昭和62)年度、そして税法改正によって両方が同額となった1980(昭和55)年度をのぞくと、退職給与引当金は年々増加している。これは、退職金の支払額とその蓄積額の差が毎年、数十億円から百億円を越える規模で発生したことによる。

退職給与引当金の会計と財務は別のことがらである。退職給与引当金の会計は、その費用追加計上をつうじてさまざまなかたちでの資産留保をもたらすが、退職金の支払源資を保全する

8) 税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申・報告・審議資料総覧』大蔵省印刷局、1987年、60ページ。

ものではない⁹⁾。それは、今日の会計が現金主義ではなく、発生主義にもとづいているからである。将来支払われる退職金の費用は、退職金の支払事実によってではなく、労働力消費という発生事実にもとづいて認識、測定され、その取崩ないし戻入は、退職金の支払事実に対応している。退職金が会計上費用計上されるのは、退職金の支払われた年度にでなく、退職にいたるまでの各勤務期間の年度においてである。

この会計について「引当金明細表」をみると、1993年3月期のばあい、つぎに示すような決算整理仕訳が推察される。

(借方)		(貸方)	
1993年3月31日	退職給与引当金繰入 341億円	退職給与引当金	341億円
	退職給与引当金 249億円	退職給与引当金戻入	249億円

借方の退職給与引当金繰入(341億円)は、税法基準にもとづいて当期末要支給額の40パーセント相当額を当期費用として繰り入れたこと、また貸方の退職給与引当金戻入(249億円)は、退職労働者の退職給与引当金相当額を特別利益として取り崩したことを意味する。

わが国企業の利用する引当金会計基準の多くは、税法基準である。退職給与引当金の会計基準としては法人税法上、主につぎの2方法がある。将来支給額予測方式と期末要支給額計上方式である。前者は、従業員の全勤続期間の給与総支給額(将来の給与支給額は見積)で当期支給給与額を除いた割合を、退職時の支給見積退職金の総額に乗じて算出した金額を毎期の退職金費用とする方法である。それに対して後者は、期末時に全従業員が退職するとしたばあいの退職金要支給額と前期末のそれとの差額を毎期の退職金費用とする方法である。

しかし、退職給与引当金の繰入(期間費用)は、将来支給額予測方式であれ期末要支給額計上方式であれ、見積計算によるために、上述のような取崩額(支払額)とのあいだに金額的ズレが生じることになる。この金額的ズレは、特定の年度にだけでなく、いわば一般的に生じている。つまり、現行の退職給与引当金会計は、見積計算のもとで、企業会計原則にいう「将来の特定の費用又は損失……の金額を合理的に見積ること」ができなかったこと、いかえると、退職給与引当金規定が「合理的」見積計算を保証するものとなっていないことを表している。

三菱重工では、1981(昭和56)年3月1日、適格退職年金制度に加入した。これは、前述の法人税法改正による退職給与引当金繰入率の引下に対応している。それによって、定年退職者には、従来の退職金制度の一部に適格退職年金制度が採用されることとなった。企業からすれば、この制度のもとでも損金算入が認められ、また、その掛金を企業グループの信託銀行や生命保険会社へ払い込むことができることになる。

三菱重工が計上している引当金は、退職給与引当金だけでない。退職給与引当金のほかに貸倒引当金や保証工事引当金などを合わせた「引当金」の推移をみると、企業会計原則の修正に

9) 拙著『引当金会計の史的展開』同文館、1993年、178ページ。

よる特定引当金の廃止のもとで1982年度以後減少がみられる。ところが、退職給与引当金については、適格退職年金制度への加入と労働者数の減少のもとで、多額の繰入がおこなわれている。同社は、それについて「使用人の退職金の支出に備えるため当社退職金規定に基づき税法限度額相当額を計上」(『有価証券報告書(1984年3月期)』39ページ)(傍点一熊谷)とのべるにとどまっている。すなわち「税法限度額」ではなく、それ「相当額」を「当社退職金規定に基づき」計上したとのことである。ここから、同社は、企業会計原則の修正により「引当金」の減少を余儀なくされた分を、退職給与引当金の増加によってできるだけ補完しようとしたことがうかがわれる。これは、経常利益の増加を背景とする利益平準化の会計政策といえる。

つぎに、退職給与引当金会計の利益処分及ぼす影響について、利益処分計算書からみるとしよう。

三菱重工では、退職給与引当金の繰入と取崩による差額が、前述のとおり毎年かなりの規模で発生した。引当金取崩による戻入益の発生は特別利益を増加させるが、それをはるかに上回る繰入は、損益計算書上期間費用を拡大して純利益を小さくした。損益計算書上過小計上された当期利益は前期繰越利益と合算されて「利益金処分計算書(案)」に振り替えられ、「当年度未処分利益金」とされた。株主総会は、この引当金計上によって縮減された「当年度未処分利益金」にもとづいて利益処分を決定しなければならなかった。

三菱重工の退職給与引当金の繰入と取崩の差額は、前掲表5によると1993年3月期で92億円

表6 三菱重工業の利益処分と人件費の推移 (単位: 億円)

年度	未処分利益			法人税	人件費
		社内留保	社外流出 ^(注)		
1976	232	103	129	135	2,028
1977	240	108	131	155	2,307
1978	263	173	90	68	2,052
1979	281	188	93	158	2,275
1980	252	156	96	100	1,956
1981	269	168	101	175	2,419
1982	287	185	102	95	2,276
1983	430	303	127	260	2,647
1984	664	535	129	510	3,060
1985	1,022	859	162	550	2,664
1986	1,169	998	171	210	2,419
1987	1,187	1,004	183	460	2,276
1988	1,438	1,239	198	510	2,345
1989	1,754	1,518	235	430	2,983
1990	2,240	1,965	270	630	3,236
1991	1,335	1,060	271	710	3,367
1992	1,176	900	271	660	3,363

注)「社外流出」は、配当金と役員賞与金からなる。

資料)表4に同じ。

であるが、もしも繰入が取崩とおなじ水準で実施されたとすると「利益金処分計算書(案)」上の「当年度未処分利益金」は、1,176億円から1,268億円と、約8パーセント増加することになる。これは、同社の処分可能利益ないし配当可能利益が退職給与引当金の分だけ抑制されて計上されていることを意味している。退職給与引当金の会計は期間利益を縮小して処分可能利益、すなわち配当可能利益を縮減し、それだけ利益を留保した。すなわち、損益計算書、利益処分計算書のしくみをつうじて留保利益を増加し、自己資本を拡大する財務的機能を果たしたのである。

それについて、さらに貸借対照表のしくみからみることにしよう。

株式会社の自己資本は、いうまでもなく、株主の出資額(資本金と資本準備金)と剰余金からなる。退職給与引当金の会計は、会社の自己資本を拡大する機能をもっていた。しかし、この拡大された自己資本がそのまま財務諸表に表示されることはない。それは、貸借対照表の負債の部に退職給与引当金として計上される。退職給与引当金というすがたの利益積立金であり、自己資本の構成部分である。

三菱重工の「引当金」は、企業会計原則の修正前にはかなり大きく、自己資本の6割を越えていた。それが修正後には、企業会計原則修正による特定引当金の排除と1980年代後半の「バブル経済」下の時価発行によるキャピタル・ゲイン(資本準備金)の獲得すなわち自己資本の拡大のもとで、かなり縮小した。1993年3月期のばあい、それでも2,176億円と、資本金とほぼ同じ規模となった。それを自己資本(8,835億円)に加算すると、実際の自己資本は1兆1,011億円となる。実質自己資本は、したがって、株主の出資額(4,601億円)、剰余金(4,234億円)、「引当金」(2,176億円)からなる。留保利益のうち「剰余金」として開示されたのは3分の2だけで、残る3分の1は「引当金」として、貸借対照表負債の部に計上され自己資本から取り除かれたのである。

退職給与引当金の会計は、すでに明らかなおと、費用の拡大計上、利益の縮小計上をつうじて企業の資本蓄積を促進するはたらきをもった。退職給与引当金によって縮小計上された利益は、利害関係者である株主、国家、そして労働者へ開示された。

わが国の退職金は、日本的経営とよばれる終身雇用、年功賃金、あるいは企業別組合とも密接にかかわっていた。日本の経営者は、蓄積された退職給与引当金を、労使協調路線を歩む企業別労働組合からの大きな反対もなく、自己資本として利用してきた¹⁰⁾。賃金と利潤、賃労働と資本は対立的な関係にあり、企業としては立場上、賃金をできるだけ抑制して資本蓄積を推進しなければならない。退職金制度とその会計は効果的手段の一つとして利用された。

三菱重工では、退職給与引当金をほぼ毎年数十億円から百億円増額計上してきた。だが、それは、労働者みずから賃金要求を自己抑制する効果をもった。労働者に退職金への期待を抱か

10) 山地秀俊「戦後日本の企業発展と企業会計—企業会計の在り方を決める要因は何か—」『国民経済雑誌』第166巻第4号、1992年10月、125ページ。

せて、現在の低賃金を納得させる役割をはたした。労働者は、年功序列の賃金を受け取り、定年まで同一会社に終身雇用され、「会社中心主義」と呼ばれる会社帰属意識を抱くようになった。退職給与引当金の会計は、こうして、資本蓄積という財務的機能だけでなく、労務管理としての機能をも担った。

退職給与引当金会計の重要な問題としては、すでに明らかなおと、現行の会計基準がみられる。三菱重工は、退職給与引当金の会計基準について、前掲のとおり述べている。すなわち「使用人の退職金の支出に備えるため当社退職金規定に基づき税法限度相当額を計上している」（傍点—熊谷）と。三菱重工は、退職金規定にもとづいて「税法限度相当額」を計上した。期末要支給額計上方式では現在、その40パーセントが繰入限度額とされているが、企業とすれば課税所得の縮減上税法限度額、あるいはそれを越えた繰入の実践が、容易に推測される。現行の税法基準は、その会計実践をつうじて、退職金費用の実態からかなり乖離した会計基準となっていることをあらわにした。それは、「適正な期間損益計算」の課題に応えるには「合理的」といえるものではなかった。

したがって、現行の税法基準を廃止することなく「適正な期間損益計算」に接近するためには、引当金の取崩実績にもとづいて現行の法定繰入率を大幅に引き下げるか、あるいは個別企業の「過去の経験率」を基準に計上することが考えられる¹¹⁾。ただし、引当金の会計基準を、個別企業の経験率に委ねることは、会計基準本来の意味を希薄化することになりかねない。

3. 海運業の特別修繕引当金

つぎに特別修繕引当金について、海運独占の日本郵船の会計からみることにする。

特別修繕引当金は、1950（昭和25）年の法人税法で制定されて、現在は、下記について損金算入が認められている（法人税法56条①、施行令111）。

- ①船舶の定期検査を受けるための修繕
- ②銑鉄製造用の溶解炉および熱風炉やガラス製造用の連続式溶解炉の使用するれんがの過半を取り替えるための修繕
- ③球形ガスホルダーの開放検査に要するための修繕
- ④石油業法に規定する貯油槽の定期点検のための修繕¹²⁾

しかし、特別修繕引当金を利用している企業はかなり少ない。前掲『会社の決算と開示』¹³⁾

11) 「実務的な問題点は、企業の実態を顧慮することなく税法の設定方式を採用する企業がきわめて多いという点です」（細田末吉『引当金の経理実務』日経文庫、1983年、125ページ）。

12) 特別修繕引当金の積立月数は、定期検査を要する船舶のばあい48月または72月、熔鋳炉は特別修繕と特別修繕の期間の月数、球形ガスホルダーは84月、貯油槽は60月または120月である。

13) 前掲『会社の決算と開示』187ページ。

表7 日本郵船の特別修繕引当金の推移

(単位: 特別修繕引当金は百万円, その他は億円)

年度	経常利益	船舶減価償却費	特別修繕引当金			引当金合計	資本金・資本準備金	資本合計
			増加額	減少額	残高			
1976	47	242	704	752	1,590	818	347	457
1977	43	224	673	743	1,520	767	358	473
1978	63	233	599	753	1,238	690	520	642
1979	136	227	619	1) 138 285	1,434	651	700	834
1980	185	241	935	2) 81 835	1,453	626	703	872
1981	309	259	1,063	3) 197 444	1,872	638	806	1,007
1982	137	315	1,135	4) 201 425	2,381	325	816	1,355
1983	104	337	999	4) 374 779	2,228	315	818	1,430
1984	152	366	1,041	5) 165 1,077	2,026	323	819	1,422
1985	135	352	945	5) 272 479	2,220	327	917	1,525
1986	95	320	786	5) 88 1,003	1,915	288	1,036	1,609
1987	76	273	792	3) 269 1,084	1,354	268	1,188	1,745
1988	120	226	679	2) 262 503	1,269	233	1,500	2,054
1989	162	207	643	4) 203 361	1,348	223	1,522	2,108
1990	145	203	722	5) 12 39	2,018	236	1,531	2,122
1991	141	198	645	5) 190 1,463	1,009	234	1,551	2,160
1992	138	194	830	4) 90 172	1,577	214	1,551	2,190

注1) 理由不明

2) 定備事務委託に切替等による取崩額

3) 売船等による取崩額

4) 売船・配乗替による取崩額

5) 配乗替による取崩額

資料) 日本郵船『有価証券報告書総覧』各期版より作表。

をみると、修繕引当金（特別修繕引当金をふくむ）を計上している企業は、調査対象企業 300社のうち1990年が39社、1991年40社、1992年41社となっている。退職給与引当金の281社、279社、277社、貸倒引当金の299社、299社、299社に比べてかなり少ない利用状況である。

特別修繕引当金も「適正な期間損益計算」の立場から、発生主義あるいは費用収益対応の原則を根拠に計上されている。この会計は、数年ごとに支出される大修繕費を、支出した年度にではなく、要修繕減価の発生事実にもとづいて修繕実施前の期間に配分するものとされている。それは、将来の大修繕費をあらかじめ引当計上して、修繕資金を社内に準備することを意図す

るものである。

日本郵船の損益計算書のしくみからみることにする。

日本郵船が戦後、特別修繕引当金（当初は「船舶特別修繕引当金」）を計上したのは、1964（昭和39）年9月期からである。法人税法で認められてから14年後にあたる。同社は、それ以来、特別修繕引当金を繰入・取崩計上して拡大してきたが、最近では、海運不況のもとでやや停滞あるいは縮小化の傾向にある。適正な期間損益計算の会計として支持されてきた特別修繕引当金の会計が、海運不況下の収益性低下のもとで縮小化の傾向におかれている。

特別修繕引当金の実態について、表7からみることにする。それによると、同社は特別修繕引当金を、1970年代後半以降、毎年数億円から10億円の規模で繰入してきたのであるが、83年3月期をピークに、それ以降、停滞ないし縮小化の傾向にある。

同社の「引当金明細表」から特別修繕引当金の会計をみると、1993年3月期のばあい、つぎのような仕訳となる。

	(借 方)		(貸 方)	
1993年3月31日	特別修繕引当金繰入	8億円	特別修繕引当金	8億円……①
	特別修繕引当金	2億円	特別修繕引当金戻入	2億円……②
	特別修繕引当金	1億円	特別修繕引当金戻入	1億円……③

仕訳①は、将来の大修繕費見積額を当期に費用計上したこと、②は、当期の大修繕実施によ

表8 日本郵船の船腹量の推移

(単位：隻)

年度	社 船			備 船	総取扱船腹
	増 加	減 少	残 高		
1976	3	10	148	208	356
1977	5	12	141	207	348
1978	7	18	130	175	305
1979	6	13	123	211	334
1980	7	6	124	203	327
1981	11	12	123	196	319
1982	12	17	118	166	284
1983	8	11	115	170	285
1984	8	9	114	153	267
1985	6	16	104	186	290
1986	3	17	90	189	279
1987	3	22	71	236	307
1988	2	14	59	263	322
1989	5	10	54	288	342
1990	3	1	56	304	360
1991	5	2	59	330	389
1992	5	2	62	339	401

資料) 表7に同じ。

り、引当金残高の一部が取り崩されたこと、③は、「売船及び配乗替」により取り崩されたことを意味している。それによって、当期は、繰入8億円、取崩3億円、累積5億円となった。しかし、繰入額が取崩額を上回った年度は、1976年度以降、79、80～82、85、89、90、92年度の計8年度だけである。こうしたなかで、当期末残高は、75年度とほぼおなじ規模（16億円）となった。

特別修繕引当金の縮小は、大修繕の対象となる船腹のいちじるしい減少によるものである。表8は、日本郵船の船腹量の推移を示しているが、それによると同社の社船は、新船購入などによる増加と、売船などによる減少の繰り返しのなかで急速に減少して、93年3月期には、76年度当時の半分以下となった。一方、傭船を含む総取扱船腹量は、85年3月期を最低に以後、増加傾向がみられる。傭船の一部に対しては修繕費負担の契約が交わされているために、特別修繕引当金は、社船の減少ほど減少していない¹⁴⁾。

ともあれ、特別修繕引当金は、税法上損金算入が認められているにもかかわらず、社船の急速な減少と傭船の増加のもとで停滞ないし縮小化の傾向にある。引当金の設定は、宮上教授のいうように「費用の拡大化、収益の縮小化に作用し、そのことによって公表企業利益の縮小化をもたらす¹⁵⁾」ものであるとしても、算定対象の減少とともに引当金も縮小する関係にあることは看過しえない。

特別修繕引当金の計上基準について、同社は「重要な会計方針」につぎのとおり書いている。すなわち「船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため設定し、法人税法の規定による損金算入繰入限度額の100%を計上している」と。「損金算入繰入限度額」とは、法人税法第56条に規定する「当該資産につき最近において行なつた特別の修繕のために要した費用……の額を基礎として……損金の額に算入する」(傍点—熊谷)という条文のことを指している。つまり、特別修繕引当金は、前回実施の大修繕実績額を基礎に算定されている¹⁶⁾。いいかえると、過去の実績にもとづいて算定された特別修繕引当金は、将来の大修繕費を「合理的」に見積れなかったために、残高を増加することになった。

特別修繕引当金のほかに退職給与引当金、賞与引当金、貸倒引当金を合わせた「引当金」をみると、日本郵船のばあいも取崩額が繰入額を越えて、期末残高が漸次減少している。とくに退職給与引当金の減少幅が大きく、85年3月期をピークに、以後、毎年のように減少している。退職給与引当金の減少は、同社が適格退職年金制度に加入したこと、海運不況下で労働者の「合理化」が推進されたことによる。いいかえると、従業員数の減少は、退職給与引当金の規模を縮小することとなった。従業員数は、図1に示すとおり、海運部門を中心に激減している。

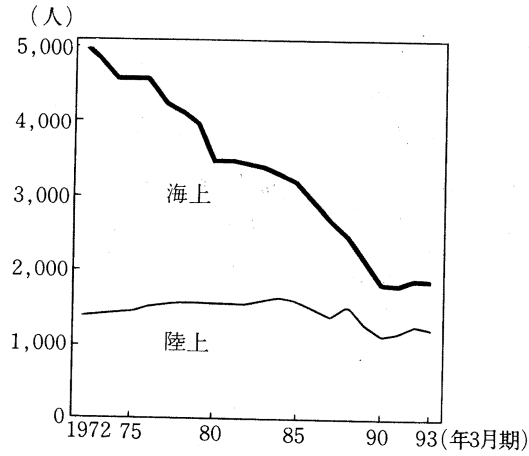
14) 稲垣純男『海運業会計』中央経済社、1991年、131ページ。

「配乗替による取崩」は、大修繕契約船を船主に返却したことによる取崩額を指している。

15) 宮上一男『企業会計の基礎』森山書店、1969年、187ページ。

16) 同社の減価償却費に対する特別修繕引当金繰入額の割合は、3パーセント前後である。

図1 日本郵船の従業員数の推移



資料) 日本郵船『有価証券報告書総覧』各期版より作成。

表9 日本郵船の利益処分と人件費の推移 (単位: 億円, 人)

年度	未処分 利益	利益処分		法人税	人件費	従業員数
		社内留保	社外流出			
1976	30	5	25	25	236	4,269
1977	30	5	25	1) 7 21	260	4,138
1978	33	5	28	31	277	3,970
1979	39	7	32	24	219	3,452
1980	67	35	32	2) 5 98	229	3,458
1981	64	29	35	2) 53 143	235	3,399
1982	154	118	35	1) 1 15	224	3,370
1983	195	160	35	48	217	3,284
1984	154	118	35	80	218	3,166
1985	124	86	38	45	229	2,947
1986	83	44	39	2) 7 56	191	2,684
1987	106	64	43	45	193	2,464
1988	118	72	46	87	189	2,161
1989	163	116	47	102	252	1,840
1990	113	66	47	93	202	1,823
1991	110	63	47	45	208	1,897
1992	119	72	47	61	204	1,877

注1) 還付

2) 追徴

資料) 表7に同じ。

引当金の会計は、営業収益や経常利益の変動と少なからず関係する傾向がみられるが、実際には、上述したような算定対象の推移と密接にかかわっているのである。

つぎに、引当金会計が利益処分に及ぼす影響について、利益処分計算書からみるとしよう。

引当金会計は、前節でものべたとおり、期間費用の追加計上、それによる純利益の縮小計上をつうじて「未処分利益金」を縮減するものとして作用する。株主総会は、縮小した「未処分利益金」を前提に利益処分しなければならない。反対に、引当金の縮小は、その取崩をつうじて特別利益（戻入益）を増加し、それだけ「未処分利益金」を増加させる。株主総会は、増加した「未処分利益金」にもとづいて利益処分を決定することができることになる。

「引当金」を留保利益ととらえて繰入額を「未処分利益金」にふくめると、日本郵船のばあい「未処分利益金」が50パーセントから75パーセントに膨らむことになる。これは、公表「未処分利益金」がそれだけ隠蔽されていることを示す（表9）。同社は、「引当金」による利益縮小化のもとで利益処分をおこなった。これを配当との関係からみると、「引当金」を加味した未処分利益と配当の関係、すなわち配当性向は、当然、公表のそれよりもかなり小さく計算されることとなる。ところが、同社は、配当を未処分利益の変動に連動させることなく、あたかも支払利息とおなじように扱い、明治期以来ほぼ一貫して8パーセントを維持してきた¹⁷⁾。いかえると、同社の引当金会計は、株主の配当に直接影響を与えるものとなっていなかった。

引当金と自己資本の関係について、貸借対照表からみるとしよう。

特別修繕引当金の縮小化について、どのように考えたらよいだろうか。それは、いうまでもなく、「自己資本」の縮小でしかない。特別修繕引当金の取崩は、設定目的である大修繕が実施されて、過去の引当費用が現実化したことである。それは、過去の留保利益の一部をいま取り崩していることでもある。

しかし、このことは、引当金としての留保利益が、この間、自己資本として機能してきたことを否定するものではない。引当金の規模が縮小化にあらうと、それが全額取り崩されるまでは、会社の自己資本として利潤の搾出、拡大に貢献してきたことにほかならない。引当金のかたちにしろ、積立金のかたちにしろ、留保利益は獲得利潤の社内蓄積部分であり、そのかぎり企業の資本、すなわち自己資本として機能している。留保利益はただちに処分可能利益となるものではないが、自己資本の一部分であることに変わりはない。

日本郵船の「引当金」は上述のとおり縮小化にあり、企業会計原則修正後の減少がいちじるしい。自己資本に対する引当金の割合は企業会計原則修正後大幅に低下して、76年3月期には1.8倍だったのが、81年3月期に6割、最近では1割程度にまで縮小した。それは、企業会計原則修正による特定引当金の廃止と、バブル経済下の時価発行による自己資本の拡大によるものである。

17) 前掲『引当金会計の史的展開』82, 98~99ページ。

ここで、企業会計原則修正後における同社の特別償却引当金の会計処理についてみておきたい。企業会計原則の修正が、特別償却引当金の表示方法を変更させたことについてである。

日本郵船は、特別償却引当金という科目名を、83年3月期から特別償却積立金に変更した。この名称変更は、82年4月の企業会計原則の修正によって利益性引当金が排除されたことによる。すなわち、企業会計原則修正前は特別償却引当金として「剰余金計算書」（1960年3月期～1975年3月期）または「損益計算書」の「純損益計算の部」（1976年3月期～1982年3月期）に繰入、取崩計上されてきたものが、修正後には、特別償却積立金と変更されて「利益処分計算書」に計上されることとなった。特別償却引当金は利益留保性のものであるために、引当金としてではなく、積立金の一種として処理されることとなった。

企業会計原則の修正は、特別償却引当金が引当金ではなく、積立金、すなわち留保利益の一種であることを制度的に明らかにした。したがって、同社とすれば、企業会計原則修正により「重要な会計事項の変更」がおこなわれた決算期に、特別償却引当金残高を「未処分利益金」に振り替えて、処分可能利益ないし配当可能利益を増加させるべきだった。ところが、同社は、株主総会の利益処分決議を必要としないかのように特別償却引当金を特別償却積立金として処理したのである。

これは、企業会計審議会が1982年4月20日付で発表した「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」のなかの「参考」意見、すなわち「利益留保性引当金の残高を利益処分方式で計上し直す場合、一般の決算手続によれば当該引当金残高を変更年度の特別利益に計上し、同額を利益処分を通じて任意積立金に計上する方法が採られることになるが、この方法によると、多額の引当金残高が特別利益に計上されることになるので、引当金残高を負債の部から、直接、資本の部へ振り替える方法を、経過的な措置として法令上認めることが適当と考える」としたことによる。この解釈指針によって「多額の引当金残高が特別利益に計上される」のを防いだのである。株主の利益留保性引当金にたいする利益処分権は、いわば法令上強制的に凍結されることとなった。

もう一度、損益計算書に戻ることにしよう。引当金は、損益計算書の「経常損益計算の部」に繰り入れられて「経常利益」を縮小する一方、その戻入については「純損益計算の部」に計上されて「純利益」を増加させる。しかし、一般に「企業利益」として発表される利益金額は、純利益ではなく経常利益を指すことが多い。前期損益修正項目である引当金戻入については考慮されずに、引当金繰入により縮小された経常利益が「企業利益」としてひろく利用されている。引当金の戻入計上される以前の経常利益は、繰入計上されただけ小さく表示されることはいうまでもない。

引当金が戻し入れられるまえの経常利益が「企業利益」として報告されるということは、企業側からみると、労働組合との賃金交渉にあたり縮小「企業利益」にもとづいた「支払能力論」を展開して賃金抑制あるいは低水準の妥結を進めるうえで有効な手段となることを意味する。

逆に、労働者側からすれば、上記引当金の分析を賃金闘争の手段として、すなわち、引当金会計が、過去の賃金抑制の手段として利用されてきたこと、したがって、賃金水準を現状まで引き戻す賃金要求の手段として展開できることを意味している。

さて、現行の特別修繕引当金の会計基準は、すでに明らかとおり、「適正な期間損益計算」を保証するものとはなっていなかった。特別修繕引当金は、その繰入、取崩の併行的会計を行うじて、それを実践する企業には有利に、反対に、その報告を受ける利害関係者には不利に作用する会計となっていた。そこで、特別修繕引当金の会計を「適正な期間損益計算」の会計として再構築するためには、繰入が取崩を上回るばあいはもちろん、繰入と取崩のあいだにギャップが生じないばあいも、将来の大修繕予定額を見積り前配賦する引当経理方式ではなく、過去の実際の大修繕支出額すなわち確定額にもとづいて後配賦する繰延経理方式のほうが、客観的かつ相対的真実性を確保することができると考えられる。

それに対して、大修繕費を損金とらえて前配賦することを認める現行の税法基準は、企業の利益留保を促進して、それを大修繕実施までの期間、無利子の国家金融または補助金として運用することを許すものである。特別修繕引当金の会計は、その実態をみるかぎり、「適正な期間損益計算」のためというよりは、その標榜のもとに自己資本拡大という財務的效果を意図した会計といえる。

4. 金融業の貸倒引当金

つぎに貸倒引当金について、銀行独占の三菱銀行の会計からみることにする。

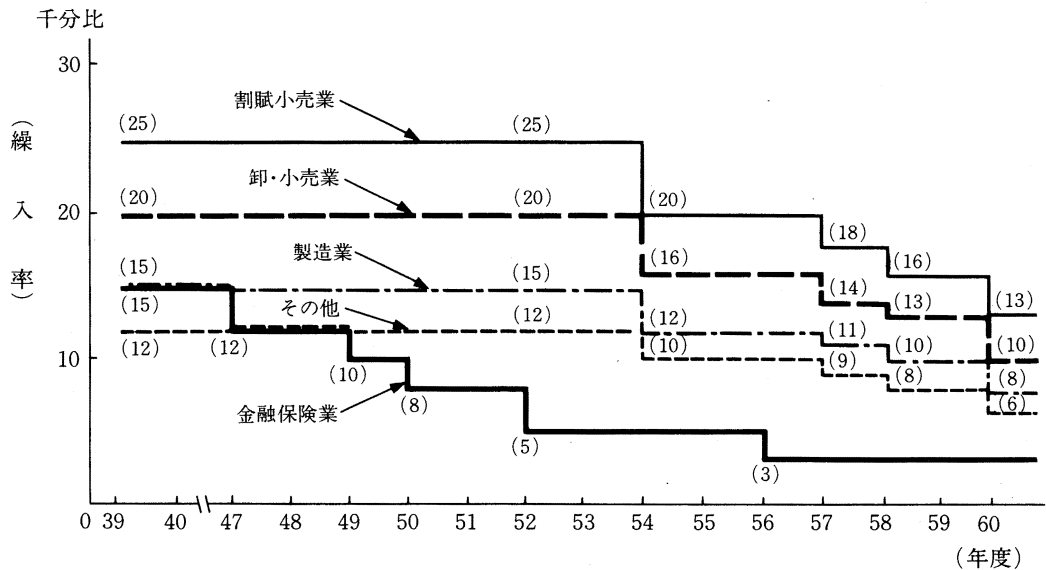
貸倒引当金が法人税法で認められたのは、1950（昭和25）年のシャープ勧告による税制改正においてであり、それ以降、金融業を中心に比較的広く利用されている。貸倒引当金も「適正な期間損益計算」の会計とされているが、このばあいも実際には、将来の貸倒損失に備えた自己資本拡大の会計となっていることが指摘されよう。

貸倒損失が文字どおり、費用ではなく損失であるとすれば、その論拠として費用収益対応原則を適用することは困難となる。損失という価値費消は、費用と異なり、収益の獲得と結びつくものではないからである。しかし、企業からすれば、費用であれ損失であれ、いずれも価値を減少させるものという点から同じく扱われ、その負担は会計上資本にでなく、収益に課せられて補填されている¹⁸⁾。

貸倒引当金の利益性については、これまでも、税制調査会とか多くの研究者のあいだから強く批判されてきた。それをうけるように貸倒引当金の法定繰入率は、図2に示すとおり数回にわたり引き下げられてきた。このような法定繰入率の引下げは、貸倒引当金が、企業の現実か

18) 岡部利良「損失の研究(1)」『会計』第81巻第4号、1962年4月、53～56ページ。

図2 貸倒引当金繰入率の推移



資料) 前掲『税制の抜本的見直しについての答申・報告・審議資料』1218ページ。

らみて合理的なものとなっていなかったことを示している。

現行の法定繰入率は、つぎのとおりである。

- | | | |
|----------|------|--------------|
| ①卸売・小売業 | 1.0% | |
| 割賦販売の小売業 | 1.3% | |
| ②製造業 | 0.8% | |
| ③金融・保険業 | 0.3% | |
| ④その他の事業 | 0.6% | (施行令第97条第1項) |

現行の法定繰入率に対して、前掲「税制の抜本的見直しについての答申」はつぎのような批判と提案をおこなった。すなわち「貸倒引当金については、法定繰入率について、これまでも随時見直しが行われてきたところであるが、実際の貸倒損失発生率との間にはなおかなりの乖離があり、法定繰入率のあり方を含め実情に即した見直しを行っていく必要がある¹⁹⁾」と。そこで、以下では、貸倒引当金の繰入率の妥当性について、実態分析により検討していく。

三菱銀行の損益計算書から貸倒引当金の会計についてみることにする。

表10は、貸倒引当金の推移を示している。同社の貸倒引当金は、貸倒がこれまでほとんど発生しなかったことにより累積、増加してきた。毎年数百億円から数千億円の規模で着実に繰り入れられ、経常利益に匹敵したり、あるいはそれを大きく越えたこともあった。最近の計上実

19) 前掲『税制の抜本的見直しについての答申・報告・審議資料総覧』60ページ。

表10 三菱銀行の貸倒引当金の推移

(単位：貸倒引当金は百万円，その他は億円)

年度	経常利益	貸倒引当金			貸出金	総資産に占める割合 (%)	引当金合計	資本金・資本準備金	資本合計
		増加額	減少額	残高					
1976	589	80,042	17	80,970	59,966	(58.2)	1,432	921	2,947
1977	594	79,579	17	86,198	65,050	(58.7)	1,468	921	3,165
1978	699	80,401	60	92,220	72,041	(55.5)	1,638	921	3,385
1979	427	77,583	112	91,675	80,157	(52.5)	1,563	921	3,554
1980	609	77,267	172	90,490	87,770	(51.2)	1,569	921	3,737
1981	873	78,964	70	91,678	99,890	(48.8)	1,581	1,144	4,259
1982	952	97,722	405	106,561	111,645	(48.5)	1,510	1,144	4,544
1983	1,307	79,368	514	110,544	123,735	(49.3)	1,551	1,144	5,009
1984	1,326	79,184	330	115,954	145,163	(49.7)	1,612	1,144	5,473
1985	1,274	96,812	936	110,916	158,930	(52.1)	1,567	1,447	6,322
1986	1,941	96,379	1,142	112,338	183,527	(52.7)	1,601	1,582	7,224
1987	2,823	109,726	2,206	127,979	214,879	(50.6)	1,730	3,032	9,707
1988	3,558	135,386	1,611	148,647	241,798	(48.7)	2,048	4,733	12,894
1989	2,710	159,554	1,493	178,826	284,425	(46.9)	2,366	6,578	16,009
1990	1,841	163,662	2,549	179,950	307,479	(52.8)	2,353	6,616	16,755
1991	1,688	180,569	2,496	205,856	320,976	(56.7)	2,592	6,636	17,370
1992	1,306	224,711	2,691	265,693	317,764	(61.5)	3,215	6,639	17,596

資料) 三菱銀行『有価証券報告書総覧』各期版より作表。

態について「引当金明細表」をみると、つぎのとおりとなる。

(借方)

(貸方)

1993年3月31日	貸倒引当金繰入	2,247億円	貸倒引当金	2,247億円
	貸倒引当金	27億円	貸出金	27億円
	貸倒引当金	2,220億円	貸倒引当金戻入	2,220億円

この貸倒引当金のなかには「一般貸倒引当金」のほか、最近の金融自由化や国際化における金融危機を反映して、債権償却特別勘定、特定海外債権引当勘定も含まれている。同社のばあい、93年度の資金運用収益2兆6,232億円の44.6パーセント、業務粗利益6,645億円の22.6パーセントが国際業務部門によって占められている。貸出競争が国際的に激化して、財政的不安が増大している。

こうしたなかで1993年3月期の貸倒引当金は、繰入2,247億円、取崩27億円、期末残高2,657億円となった。取崩額の27億円はすべて債権償却特別勘定に対するもので、一般貸倒引当金の対象債権については貸倒が発生していない。同社は、「重要な会計方針」として貸倒引当金の算定方法について「銀行業の決算経理基準に基づき、税法上の貸金の3.0/1,000に相当する額を引き当てているほか、貸金等について回収可能性を検討して計上しております²⁰⁾」(傍点一熊

20) 三菱銀行『有価証券報告書総覧』1993年3月期、49ページ。

表11 三菱銀行の利益処分と人件費の推移 (単位: 億円, 人)

年度	未処分利益	未処分利益の内訳		法人税	人件費	従業員数
		社内留保	社外流出			
1976	353	282	71	311	781	18,001
1977	402	311	91	319	807	17,749
1978	412	322	91	314	845	17,165
1979	373	283	91	264	953	16,778
1980	379	280	100	303	941	16,358
1981	387	272	115	483	1,000	16,267
1982	411	275	136	544	1,090	16,095
1983	616	469	147	698	1,135	15,733
1984	632	474	158	692	1,160	15,204
1985	718	559	159	547	1,169	14,419
1986	952	776	177	983	1,190	14,146
1987	1,349	1,168	181	1,489	1,183	14,296
1988	1,798	1,591	207	1,753	1,223	14,271
1989	1,623	1,387	236	1,191	1,291	14,026
1990	1,110	848	262	862	1,372	13,899
1991	1,006	758	248	850	1,471	14,576
1992	628	380	247	812	1,511	15,536

資料) 表10に同じ。

谷) とのべている。この法定繰入率 (0.3 パーセント) と一般貸倒引当金繰入額 (948億円)、債権償却特別勘定繰入額 (789億円) から、貸倒引当金の対象資産を逆算すると、57兆9,000億円となる。当期貸倒額は27億円だから、実際の貸倒率は0.0047パーセントとなる。現行の税法基準が、貸倒実態からいかに隔たったものとなっているか、これをみても明らかである。

なお、同社の1992年度税引前当期純利益は、損益計算書で1,282億円であるのに対し、国税庁への申告所得は1,681億円となっている²¹⁾。差額の389億円は、会計上の利益概念と法人税法上の所得概念のちがいがから生まれたものである。それは、法人税法上損金算入の認められない項目や金額が、損金計算書で費用計上されたことによる。貸倒引当金もその原因のひとつ考えられる。

貸倒引当金の会計は、利益処分のしくみにも影響を及ぼしている。

三菱銀行の利益処分の推移は、表11のとおりである。貸倒引当金の利益留保性については、すでに指摘したとおりで、この点、もしも三菱銀行が、93年3月期に貸倒引当金2,247億円を繰り入れなかったとすると「未処分利益金」628億円は、2,942億円へ5倍近く跳ね上がることになる。いいかえると、貸倒引当金は、処分可能利益を大きく押し下げる役割をはたしたのである。

21) 『日本経済新聞』1993年8月17日。

わが国企業の配当率は、周知のとおり、一般に固定化されて、処分可能利益の増減と連動していない。だが、貸倒引当金が配当率を直接抑制しないとしても、その計上により純利益が縮減され、その開示をつうじて株主の配当要求が自己抑制されることは不可能でない。貸倒引当金も、損益計算ならびに利益処分計算をつうじて利益の社内留保に大きく貢献する。

貸倒引当金が自己資本の拡大を促進したことは、貸借対照表にも表れている。

貸倒引当金の対象資産は貸出金であるから、その増減とともに貸倒引当金も増減する関係にある。三菱銀行でも、貸倒引当金は、貸出金の拡大に対応するようにして拡大してきた。70年代中葉には、貸倒引当金が出資額（資本金・資本準備金）の規模にまで達した。80年代後半になると、バブル経済を背景に巨額のプレミアム稼得により出資額が増大したため、自己資本にたいする貸倒引当金の割合は縮小したが、それでも4割相当を占めている。

銀行の貸倒引当金の表示形式は、一般企業のそれと異なっている。三菱銀行でも、借方債権から控除する方式ではなく、引当金の一項目として貸方計上している。この表示形式は、65（昭和40）年以後急速に導入されたものであるが、貸倒引当金を金銭債権の「評価性引当金」としてではなく、集团的債権全部について将来発生する貸倒見積額とする。それは、商法上の取立不能見込額と企業会計原則上の貸倒引当金のちがいによるもので、前者は、個別的債権の具体的な取立不能見込額を指すのに対し、後者は、集团的債権全部の貸倒見積額を指している。貸倒引当金が、銀行の貸借対照表に貸方計上されるということは、会計上、集团的債権の貸倒見積額ととらえていることにほかならない。すなわち、既発生損失ではなく、未発生損失に対するものとしてである。

貸倒引当金が留保利益であるとするれば、それが自己資本の一部を構成していることはいうまでもない。たとえば銀行の財務諸表分析のさい、引当金を自己資本として扱うことは一般的となっている。国際統一基準のばあいも、自己資本比率の算定にさいしては、債権償却特別勘定をのぞく貸倒引当金を含めている。

三菱銀行の自己資本比率について、『有価証券報告書』上のそれと国際統一基準のそれからくらべてみると、表12となる。

1993年3月期の貸倒引当金残高は2,657億円であった。それは、貸出金（31兆7,764億円）の0.84パーセントを控除する。同残高を利益性のものととらえて、表面税率42パーセントを掛けると、課税が1,162億円繰り延べられていることになる。これは、徴収側からすれば、法定繰入率を貸倒実績率まで近づけることにより、三菱銀行1社から1,000億円超の徴税が可能となることを意味する。

同社の引当金は貸倒引当金だけでない。貸倒引当金のほか、退職給与引当金、特別法上の国債価格変動引当金、商品有価証券売買損失引当金、金融先物取引責任準備金を合計した「引当金」をみると、企業会計原則の修正年度（82年度）に縮小したものの、その後、特別法上の引当金・準備金や特定債権勘定（海外を含む）などの設定、拡大により急速に増加している。93

表12 三菱銀行の自己資本比率

期	『有価証券報告書』	国際統一基準
1989年3月	2.61%	10.34%
1990 3	2.64	8.59
1991 3	2.88	9.00
1992 3	3.07	8.20
1993 3	3.14	9.12

資料) 三菱銀行『有価証券報告書総覧』各期版より作表。

年3月期には3,215億円と、資本金(3,861億円)の8割、自己資本(1兆7,596億円)の2割弱に匹敵する。

現行の貸倒引当金会計基準の非合理性は、すでに明らかである。黒澤清氏は「貸倒の危険を見積もる方法は、過去の経験率によって、売上高に対する一定の比率または売掛金の期末残高に対する一定の比率をもって計上するのが普通である²²⁾」とのべている。けれども、三菱銀行ほか、わが国の現状をみれば「過去の経験率によって……計上するのが普通」とはなっていない。武田隆二編著『商法決算 処理と開示²³⁾』によると、税法基準を採用している企業は417社中408社、それに対して会社基準(過去の経験率)を採用している企業は2社といったぐあいに、税法基準の利用が圧倒的である。納税者という立場から企業は当然、損金算入限度額まで計上して、節税効果を高めることが強く求められてこよう。

わが国企業は、税法基準に基づいて計上した結果、巨額の貸倒引当金を保有している。これは、法定繰入率が貸倒実績率から大きく乖離していることによる。三菱銀行の実際の貸倒発生率は、92年度で0.0047パーセントだった。かつて、大蔵省は、88年4月、貸倒引当金を2割圧縮する方針を固めたが、業界の反対によって実現しなかった。このばあい、貸倒引当金2割の圧縮で、2,000億円の増税となる予定だった²⁴⁾。

貸倒引当金の繰入率について、沼田嘉穂氏はつぎのようにのべている。すなわち「会計理論としては貸倒引当金の計上は過去の貸倒の確率または経験率を基礎とするものでなければならない。確率とは長期の平均率であって、1事業年度ごとに区切られた計算ではない筈である。……それが正しい経験率で引き当てられている限り、長い間にはほぼ平均し、甚だしい累積額、不足額は生じない筈である²⁵⁾」と。貸倒引当金は、氏のいうとおり「正しい経験率で引き当てられている限り、長い間にはほぼ平均し、甚だしい累積額、不足額は生じない筈である」。ところが、貸倒引当金の巨額の累積事実は、それが「正しい経験率」によって引き当てられていな

22) 黒澤清『会計学の基礎(新訂版)』千倉書房、1975年、107ページ。

23) 武田隆二編『商法決算 処理と開示—主要企業の計算書類等の総合分析と事例—』中央経済社、1991年、363ページ。

24) 『日本経済新聞』1988年4月4日。

25) 沼田嘉穂『簿記論攻』中央経済社、1961年、250～251ページ。

いことを露わにした。

たしかに、中小・零細企業のように取引関係の不安定なものに対しては、繰入率を高める必要が認められるであろうが、貸出先を選別して取引関係の安定している独占銀行のばあいは、税法基準を大きく引き下げることによって、より「適正な期間損益の計算」の課題に応えることができるであろう。

そして、不良債権の貸倒については財務上、引当金会計によらなければならないというものでもない。引当金の計上ではなく、積立金によっても財務的不安に対処することは、可能である。にもかかわらず財界は、従来の会計慣行などを理由に貸倒引当金の縮小に強く反対してきたが、その根本的理由は、すでに明らかなおと、適正な期間損益の計算のためにではなく、節税あるいは資本蓄積の促進という財務的機能にあるととらえざるをえない。

5. 引当金会計と企業および利害関係者

引当金会計もまた、適正な期間損益計算を主要課題としているが、実際には、その課題に応えるものとしては構築されていない。その主な原因として、現行の引当金会計基準の問題があった。

引当金会計は、将来費用を当期費用として繰り入れ、その実現時に特別利益に戻し入れる会計である。引当金の繰入は、将来費用の前配分、すなわち当期利益の費用化計上であり、その取崩は、過年度利益の吐き出し、すなわち当期費用の利益化計上である。引当金会計は、繰入と取崩をつうじて、過年度の見積計算を修正ないし批判するものとなる。

引当金会計は、費用の追加計上と利益の縮小計上、その開示をつうじて財務上利益を社内留保する機能をもっている。引当金として留保された利益は、取り崩されるまで自己資本として機能する。その取崩によって自己資本が実質的に縮小することもあるが、貸借対照表上の引当金は、自己資本の一形態である。それは、利潤の資本への転化部分であり、資本蓄積の一形態である。けれども会計上、それは、自己資本としてでなく、負債として公表される。

引当金会計は、企業すなわち個別資本にとって重要な経済的意義をもっている。だが、それは、企業外部の利害関係者にも影響を及ぼさないわけにいかない。

それでは、引当金は、利害関係者にいかなる経済的意義をもっているだろうか。株主すなわち配当に及ぼす影響からみるとしよう。

引当金は、期間損益計算の領域で費用計上された株主権限のおよばない留保利益である。これは、取締役会の受託責任会計の領域で費用計上された留保利益である。つまり、期間損益計算の領域に利益処分の領域が混入したことにほかならない。当期利益は前期繰越利益と合算されて、処分可能利益または配当可能利益となるが、それ以前に、当期利益の一部が引当金として社内留保される。企業の稼得利益は、利益処分されるまでは会社の利益として扱われ、株主

のものとはならない。利益処分によって配当されるまで株主にあるのは、利益分配請求権のみである。引当金としての留保利益は、利益処分の対象からはずされて、株主権限のおよばない企業持分すなわち自己資本の一部となる。

このように、引当金会計は、株主に対する配当可能利益を制度的、強制的に縮小するはたらきをもっている。しかし、引当金による強制的内部蓄積は、企業資本を拡大して、株価上昇のテコとなる。株価上昇によるキャピタル・ゲイン（株式プレミアム）は、株主一般にもたらされるものであるが、ここで重要なことは「この上昇は、大きな持続的な〔支配的〕株主の利益になり、他方、小さな頻繁に離れる〔従属的〕所有者は彼らの利潤の一部の喪失をもってそれに寄与せざるをえない²⁶⁾」ことにある。株価上昇によるキャピタル・ゲインは、一般に、支配的大株主に対してよく享受されるのである。

つぎに、国家すなわち租税への影響について。

引当金は、国家に納めるべき税金を削減する有効な手段となる。引当金による費用または損金の計上は、課税所得すなわち法人税を削減する。これは、国から無利子の「補助金」を受けたのとおなじ財務的效果をもっている。引当金は、こうして税法上のメリットを享受するために設定される。

引当金は税法上、繰入限度額の範囲内であれば損金扱いされて、課税所得を減額する。引当金がこのような減税効果を果たすものであるからこそ、法人税法は繰入限度額を設けなければならない。引当金による減免額（試算）について前掲表1をみると、1993年度のそれは、貸倒引当金3兆1,244億円、退職給与引当金8兆5,798億円、賞与引当金4兆9,766億円、特別修繕引当金2,920億円、製品保証引当金1,264億円、このほか海外投資損失準備金2,912億円などとなっている。これらは不公平税制とよばれているものである。

さらに、労働者すなわち賃金への影響について。

引当金会計は、労働者の賃金抑制の手段となる。引当金会計が直接、労働者の賃金を削減するものではない。引当金は会計上、費用を減少させるのではなく、逆に、増加させるものである。それは、会計的費用を増加して利益を縮小表示し、処分可能利益を縮減する。賃金計算と利益処分計算はまったく次元の異なる問題で、労働者への賃金は、企業利益の多寡におうじて変動する性格のものではない。賃金は、労働者の生活費から社会的に規定されていて、その点、固定費的性格のものである。

けれども、引当金会計は、景気の好況期、不況期での計上をつうじて、賃金抑制の手段として利用できるものとなっている。企業業績が良好のときは多額の引当金が繰り入れられ、業績が不良のときには戻し入れられて、利益操作の手段とされる傾向が強い。引当金会計は、拡大費用と縮小利益の会計的開示によって「支払能力論」などを媒介とした賃金抑制の有効な手段

26) R. ヒルファディング、岡崎次郎訳『金融資本論』岩波文庫版(上)、255ページ。

とすることができる。したがって、引当金会計についての正しい理解は、それが好況期または不況期に賃金の抑制手段として利用されてきたということ、そして、低水準に抑制されてきた賃金ないし生活費部分を取り戻すための分析方法となることにある。

今日の会計は緻密な会計理論に支えられながら、配当可能利益計算や課税所得計算などの財務目的に強く支配されている。会計の本質は、企業の財務目的にあるとあってよい。細田末吉氏は『引当金の経理実務』のなかでつぎのようにのべている。「そもそも、引当金設定の目的は、ただ一つ『正確な期間損益の算定』であって、もう一つの『財務的準備』という目的は、引当金設定の『効果』と考えるべきものなのです²⁷⁾」。したがって「引当金は、本来は『正確な期間損益の算定』のための必要不可欠な手続として設定されるべきはずのものです。現実には、節税とか不況時の備えとしての利益・資金の留保などのために利用され、好況時には、その設定による利益の圧縮に、不況時にはその取崩しによる利益の増額に使われるのが通例です。こうしたことから、会計における『正確な期間利益測定』の機能が損なわれる結果になっているというのが偽らざる実情です²⁸⁾」と。

それでは、引当金が適正な期間損益計算の課題に応えるにはどのようにあるべきだろうか。引当金会計の実態は、上述のとおり、現行の会計基準が「合理的」なものとなっていないことを表した。そして、引当金の会計基準が「合理的」となっているか否かは、利害関係者にとっても看過しえない重要な意義をもっていた。

細田氏は、引当金の会計基準の確立をつよく主張する論者の一人である。氏は、つぎのように主張する。「設定すべき引当金の範囲とそこに属する個々の引当金について、どのような状況下で、どれだけの金額を費用として設定すべきかの基準、つまり引当金の設定基準を確立することが必要なことです²⁹⁾」。そのためには「それぞれの企業の実情を勘案し、企業の実態に即応した引当金の種類と範囲を選択し、決定することが肝要なことです³⁰⁾」。つまり「個々の引当金につき、企業の実情にマッチした『設定金額見積り基準』を作成し、毎期の引当金設定金額は、これにもとづいて算定するものとする³¹⁾」と。

しかしながら、氏のいうとおり、引当金会計基準を個別企業ごとに設定することになると、会計基準としての本来の意義が希薄化するというパラドックスが生まれるのではなかろうか。

27) 細田, 前掲書, 19ページ。

28) 同上, 192ページ。

29) 同上, 24ページ。

30) 同上, 197ページ。

31) 同上, 195ページ。